



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	運輸資本による選果作業請負に関する一考察：北海道網走・十勝地域を対象として
Author(s)	泉谷, 眞実
Citation	北海道農業経済研究, 2(2), 47-57
Issue Date	1993-03-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/62891
Type	journal article
File Information	KJ00009064867.pdf



[論 文]

運輸資本による選果作業請負に関する一考察

—北海道網走・十勝地域を対象として—

泉 谷 眞 実^{*}

I 課題と方法

本論の課題は、近年北海道の農協選果施設においてみられる、運輸資本による選果作業請負の実態およびその存在根拠と、抱える問題点を明らかにすることである。

実証分析に先立つ作業仮説は、経済構造調整下における北海道経済の全般的縮小と、その下での労働市場および農業構造の変化に求められる。

日本経済が1970年代後半から構造不況期に突入するなかで、重化学工業生産構造から先端技術基盤の生産構造への転換が進められてきた。その中で北海道においては炭鉱の閉山や農林業の縮小に見られるように、旧来からの基幹産業であった第一、二次産業は縮小再編をせまられてきた。このような経済の全般的縮小の中で、80年代にはいると北海道における貨物自動車の輸送量そのものが減少傾向をしめし、そこに占める農産物輸送、特に青果物輸送の地位が増大したのである。このように地域の輸送構成が変化するなかでは、運輸資本もその生き残りをかけるために、地域の農業に関与することによって、輸送品目としての農産物を積極的に確保することが必要となってくる。

その一方で、70年代からの農産物流通の装置化・システム化の中で農協の青果物選果施設（以下農協選果施設と呼ぶ）が増加したが、北海道におい

ては80年代に入ると、野菜作の増加の中でひきつづき農協選果施設の増加が見られたのである。しかし、経済の全般的縮小は第一、二次産業に依存した都市周辺地域の人口減少をもたらし、第三次産業人口を中心とした地域中核都市への人口集中を進めた。そのため農業を基幹産業とした人口の減少する町村では、地域における選果施設の雇用労働者を、人口の集中した地域に求めざるをえない状況にある。そこでは広域的な労働力移動が発生するが、属地主義的な性格の強い農協においては他の農協管内における労働者の募集は極めて困難な状況にある。また、雇用労働者の管理費用や送迎時の事故等のリスクが農協の負担となってくる^{註1)}。

このように、一方での運輸資本による輸送農産物確保の必要性と、他方での農協選果施設における雇用労働者確保の必要性とが同時に発生するなかでは、広域的な労働力の確保と労務管理を運輸資本が担当し、それに対して農協は農産物の輸送を選果作業を請負った運輸資本にゆだねるという仕組みが形成される。

以上の仮説を実証するに際して、選果作業請負の全体像を明らかにしている全国統計・調査は存在しないため、ケーススタディによる接近をとらざるをえない。そのため、運輸資本に選果作業委託を行っている農協を、北海道網走地域から3農

^{*}北海道大学大学院 農学研究科

協、十勝地域から1農協を選択して聞き取り調査を実施した。そして、その農協の選果作業の請負を行っている運輸資本を、網走地域から2社、十勝地域から1社を選び同様の調査を行った。対象とした網走・十勝両地域は畑作地帯として位置づけられるが、選択的拡大が進行するなかで、網走地域からタマネギを中心とした野菜の導入が始まり、近年では十勝地域においても野菜の導入が広がっている。網走地域の事例農協は、60年代末からタマネギの選果作業を行う広域農協連と農協であり、十勝地域の事例農協は80年代に入ってから急速に大根の産地形成を行った農協である。

対象とした運輸資本はA、B、Cの三社であり、A、B社は網走地域で、C社は十勝地域において選果作業の請負を行っている。A、C社は全国的に支店網をもつN運輸資本の実質的な支店であり、A社は独立した株式会社形態をとり、C社はN社の一支店となっている。また、A、C社は経営的には独立採算性をとっている。B社は地域の地場運輸資本であるが、全国的なボランティアチェーン網をもつことによって全国流通を可能にしている。各社ともに経営的には独立性が強く、かつ全国流通網を持っているという点に共通性がみられる。

本論の構成は、II章において北海道における貨物自動車輸送量と農協選果施設の動向を明らかにし、III・IV章において網走、十勝各地域における運輸資本による選果作業請負の概要と就業者の性格、就業条件を示す。V章では運輸資本と農協間の契約内容と請負料金の設定について検討し、VI章において選果作業請負の存在根拠とその抱える問題点を明らかにする。

注1)88年3月に北海道十勝地域のK農協では、帰宅途中の豆選別作業員が送迎用マイクロバスの左後輪にはねられ死亡するという事故が発生している（『十勝毎日新聞』1988年3月26日付）。

II 北海道における貨物自動車輸送と農協選果施設の動向

ここでは実態分析に先立って、選果作業請負の背景となる農協選果施設数の変化と、北海道における貨物自動車輸送量の推移を検討する。

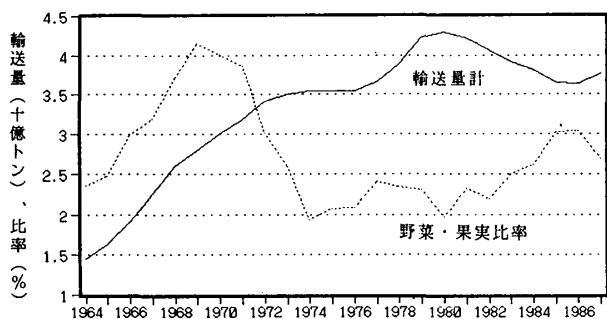
表1は、全国の農協選果施設の設置状況を地域別に示したものである。全国的な変化をみると、65年から90年にかけて選果施設は2.25倍に増加を示しており、90年には全国に2,482カ所の選果施設が存在する。この変化をより詳しくみると、70年から80年にかけての増加率が1.67倍なのに対して、80年から90年にかけては1.17倍であり、この増加が主に70年代にもたらされたものであることがわかる。この変化を地域別にみると、65年から90年にかけて最も増加が激しいのは北海道の12.94倍であり、これによって65年には全国の1.4%しかしめていなかった北海道の選果場のシェアが、90年には8.3%にまで増加を示している。特に80年から90年にかけての増加が最も大きいのが、選果施設数の少ない沖縄を除くと北海道の1.82倍であり、他府県の70年代における増加と80年代の停滞に対して、北海道においては80年代に入っても選果施設の増加がみられる点にその特徴がある。このことから間接的に農協選果施設における就業者が増加していることがわかる。

表1 青果物選果施設数の地域差と年次変化

地 域	実 数			構成比		変化率		
	1970	80	90	65	90	90/65	80/70	90/80
全 国	1270	2124	2482	100.0	100.0	2.25	1.67	1.17
北 海 道	31	114	207	1.4	8.3	12.94	3.68	1.82
東 北	167	290	325	16.7	13.0	1.76	1.74	1.12
関 東	302	472	510	28.0	20.5	1.65	1.56	1.08
北 陸	26	60	83	1.0	3.3	6.92	2.31	1.38
東 海	80	110	116	5.0	4.6	2.07	1.38	1.05
近 畿	116	188	209	7.7	8.4	2.43	1.62	1.11
中国・四国	294	466	522	24.9	21.0	1.90	1.59	1.12
九 州	254	418	489	14.8	19.7	2.98	1.65	1.17
沖 縄	—	6	21	0.0	0.8	—	—	3.50

（資料）『総合農協統計表』各年次。

次に、図1は北海道における貨物自動車輸送量の年次変化を示したものであるが、輸送量全体では80年代に入ると、それまでの増加傾向から一転して減少傾向に変わっている。その中で、74年以降、野菜・果実の輸送量全体に占める比率が増加傾向にあり、70年代の2%台から80年代後半には3%台に増加を示している。このような輸送の品目構成においては、北海道における産業立地の地域的な片寄りから、農村部においては農産物輸送の占める比率はより高くなると考えられる。



(資料) (財)北海道陸運協会『数字でみる北海道の輸送』各年次。
注1) 値は三カ年平均値である。

図1 貨物自動車輸送量の推移(北海道)

以上の分析から、第一に80年代における北海道での農協選果施設数の増大が著しいこと、第二に80年代以降の北海道における貨物自動車輸送量が減少し、70年代後半からは輸送量に占める野菜・果実の比率が増大していることが明らかとなった。

III 網走地域における選果作業請負の実態

1. 作業請負の概要

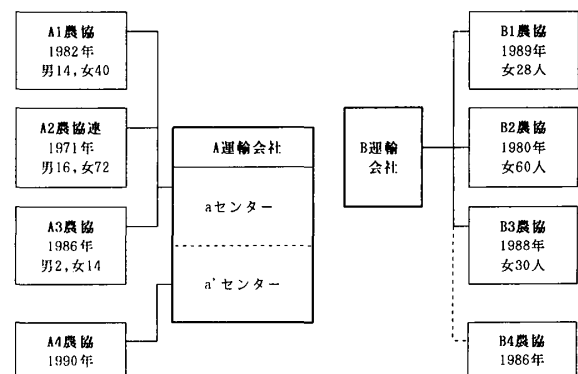
ここでは、網走地域の二つの運輸資本による選果作業請負の概要を明らかにする。対象とした農協は、いずれも網走地域の中核的な都市である北見市の周辺に立地している。

図2に示したように、網走地域での運輸資本による選果作業の請負はA、Bの2社によって、合計7農協において実施されている。A社では男女合わせて158人、B社では118人にもものぼる作業員を

雇用して選果作業の請負を行っている。それぞれの運輸資本の概要を見ると¹⁾、A社は1954年の設立で、資本金1,900万円、従業員93人、年商9億3千万円、B社は1950年の設立で、資本金4,901万円、従業員270人、年商19億1,733万円となっている。両社ともに従業員規模では、北海道においても大手の運輸資本であるといえる²⁾。

A社は、A1、A2、A3の三つの農協における選果作業の請負を行っており、A社の他のセクションではA4農協の選果作業の請負も行っている(前掲図2)。A1農協では82年から男性14人、女性40人、A2農協連では71年から男性16人、女性72人、A3農協では86年から男性2人、女性14人での作業請負をA社はそれぞれ行っている。

B社はB1、B2、B3の三つの農協における選果作業の請負を行い、B2、B3、B4農協ではニンジン収穫作業の請負も行っている。B1農協では86年から女性28人、B2農協では80年から女性60人、B3農協では88年から女性30人での作業請負をB社はそれぞれ行っている。なお、B社の作業請負における選果場での男性作業員は、全てB社の社員となっている。また、B1農協ではB社の作業員の他に、ゴボウの選果作業員を20名程度農協独自に募集し、作業員の管理業務をB社に任せているため、B1農協での選果作業員は50人程度となる。



(資料) A社aセンターとB社からの聞き取り調査より作成。
注1) 農協名の下年次は、請負契約開始年次を示す。
2) 年次の下の数値は「男」：男子作業員数、「女」：女子作業員数を示す。
3) A2農協連、B2農協、B3農協、B4農協はいずれも北見市内の農協である。
4) A4農協、B4農協の作業員数は不明。

図2 網走地域における運輸会社と農協の関係

なお選果場内では、女子作業員は選果作業を、男子作業員は送迎時の運転手や荷の積み上げ作業、作業員の管理等を行っており、選果場内の管理業務もA、B社の担当者が行っている。

表2には調査農協の作業委託の概要を示したが、網走地域の作業請負は馬鈴薯・タマネギの選果作業を中心として、B1農協ではゴボウの選果作業も行っている。選果の作業期間は、8、9月から4、5月までの8～9カ月間であり、雇用保険の適用が可能な程度に長期的な雇用期間を確保できる品目が、運輸資本による選果作業請負の対象品目となっている。また、馬鈴薯・タマネギは機械化が進んでおり、作業においては高度な熟練を必要としないため、選果のばらつきによる農家からの不満が発生しないという点も、請負関係が形成される品目の条件となっている。

委託開始年次をみると、A2農協連では72年の選果業務の開始と同時に委託を開始しているが、他のA1、B1農協では80年代に入ってから作業委託となっている。すなわち、A1農協では馬鈴薯・タマネギの選果作業は60年代後半から行っているが作業委託は82年から、B1農協では馬鈴薯63年、タマネギ68年、ゴボウ90年からそれぞれ選果作業を行っているが、作業委託は全ての品目において89年からとなっている。このように、A2農協連のように70年代の初頭から請負関係が形成されている事例も見られるが、このような請負が一般化したのは80年代に入ってからだといえる。

表2 調査農協における選果作業委託の概要

農協番号	A1	A2	B1	C1
地域	網走地域	網走地域	網走地域	十勝地域
委託品目	馬鈴薯・玉葱	馬鈴薯・玉葱	ゴボウ・馬鈴薯・玉葱	ダイコン、ゴボウ・ニンジン
作業期間	8月～4月	9月～4月	9月～5月	6月～11月
委託開始年次	1982年	1971,2年	1989年	1988年
契約会社	A社	A社	B社	C社
女子パート数	40人	72人	52人	100人
雇用保険受給品目別数	36人 馬鈴薯18人 玉葱22人	55人 馬鈴薯25人 玉葱46人	15～16人 馬鈴薯15～16人 玉葱15～16人 ゴボウ 20人 1工場に3人	27～28人 大 根100人 ゴボウ27～28人 ニンジン 22人 20人
男子作業員数	14人	16人		
就業時間	8:30～17:00	8:30～17:00	夏8:30～17:00 冬9:00～17:00	8:00～17:00
作業時間	7時間	7時間10分	7(.5)時間	7時間30分

(資料) 各農協・運輸会社における聞き取り調査より作成。

以上の分析から、網走地域の選果作業請負は、第一に大手運輸資本2社によって7農協に対して行われており、第二に雇用保険の適用が可能なほど長期的に作業ができ、かつ機械化によって就業者の熟練を必要としない品目において実施されている。第三にこのような請負関係は80年代に入ってから一般化していることが明らかとなった。

2. 雇用労働者の性格と就業条件

次に選果作業員の性格と就業条件を検討する。各農協における選果作業員の居住町村をA、B社資料からみると、A1農協では北見市28人、A1町内12人、A2農協連では北見市70人、A4町、A1町2人、A3農協では北見市8人、A3町内6人である。また、B1農協では北見市28人、B1町24人となっており、B社の請負に関わる作業員の80%が北見市に居住している。このように就業者の居住地としては北見市が中心を占めており、人口の集中した同市を核とした広域的な労働力移動が行われていることが分かる。このため、A、B社ともに就業者に対してはマイクロバスによる送迎を行っており、A社では6台、B社ではB1農協については2台を使って送迎を行っている。

特に、B1町では北見市からの移動に往復2時間が必要である。しかし、地域の水産加工場に労働力が吸引されるため、B1農協ではB社に選果作業を委託する89年までは遠距離の町村から選果作業員を確保していた。すなわち、選果作業員を地元からの12～13人の他、北海道留萌地域の羽幌町等から12～13人を雇用し、選果場の近くに宿舎を建て、泊り込みで食事等も支給していた。しかし、食事の助成、募集経費、支度金、おみやげ代などの経費がかかりすぎるといった問題があったため、B社への作業委託へ踏み切っている。そして、それまで5人の農協職員を選果場に常駐させていたものを、作業委託によって2人に削減している。

表3からA社における就業者の年齢構成を見る

と、農協ごとの就業者の構成には大きな違いはみられず、女子パートでは55歳以上の就業者が55.5%を占めている。また、B社においてもB1農協では平均年齢が50歳代となっており、高齢者が就業者の中心を占めている。

就業者は女性労働者が中心を占めており、年齢構成から明らかなように主婦のパート労働者が中心となっている。そこで、A社における選果作業員に対するアンケート調査³⁾から（前掲表3）就業者の世帯における主たる家計支持者の職業を見ると、男性では農家世帯員が0%、女性では6%であり、全階層において非農家世帯の主婦が中心となっている。非農家世帯の内、「会社員」が男性では33%、女性では30%であるが、「日雇い」が男性で44%、女性で30%、「無職」が女性で26%となっており、55～59歳の階層を境界として、年齢が上昇するにつれて「日雇い」「無職」の比率が上昇している。

表3 年齢階層別の主たる家計支持者の職業（A社）

年 性 齡 別	母 数		構 成 比 (%)							合 計
	実 数	構 成 比	会 社 員	団 体 職 員	公 務 員	農 業 従 事 者	自 営 業	日 雇 員	無 職	
20～39 女	4	3	100	—	—	—	—	—	—	1
40～44 女	15	12	100	—	—	—	—	—	—	2
45～49 女	14	11	40	—	—	—	20	20	20	5
50～54 女	23	18	43	—	—	14	14	14	14	7
55～59 女	26	21	23	—	15	8	—	23	31	13
60～64 女	31	25	17	—	—	8	—	42	33	12
65～75 女	13	10	—	—	—	—	—	60	40	5
不 明 女	—	—	50	—	—	—	—	50	—	2
男	32	10	33	—	—	—	11	44	11	9
計	158	100	30	—	4	5	5	32	23	56
女子計	126	90	30	—	4	6	4	30	26	47

（資料）A社資料、アンケート調査。

表4 年齢階層別の農作業経験（A社、複数回答）

年 性 年齢 別	構 成 比 (%)						回 答 者 数 (%)
	実 家 農 家	現 在 農 家	離 農 農 家	手 伝 経 験	年 雇 経 験	経 験 な し	
20～39 女	—	—	—	—	—	100	1
40～44 女	—	—	—	50	—	50	2
45～49 女	60	—	—	60	—	20	5
50～54 女	57	14	43	29	—	29	7
55～59 女	55	18	18	45	18	18	11
60～64 女	36	7	64	50	21	14	14
65～75 女	60	—	40	40	40	40	5
不 明 女	100	—	33	33	—	—	3
男	13	13	63	38	—	38	8
計	45	9	39	43	13	25	56
女子計	50	8	35	44	15	23	48

（資料）アンケート調査。

注）構成比は、回答者数に対する比率である。

農家世帯員が少ない一方で、表4から就業者の農作業経験を見ると、全体では「実家が農家」だった人が男性で45%、女性で50%、「離農農家」が男性で39%、女性が35%を占めており、「年雇経験」者も25%存在する。特に50～54歳と60～64歳の階層で「離農農家」の比率が高くなっている。また、「農作業の手伝い経験あり」も50%近く存在し、「経験なし」は全体で25%、女性では23%と少数派を占めている。このように、選果施設での就業者は、何らかの形での農作業経験のある人が中心となっており、農作業の未経験者はマイナーな存在となっている。

調査農協における就業条件を見ると（前掲表2）、就業時間は午前8時30分から午後5時であり、B1農協では夏が午前8時30分開始なのに対して、冬は午前9時開始となっている。また、A2農協連では一昨年までは午前8時開始であったが、昨年か

ら地域の他産業にあわせて8時30分開始に変更している。作業時間はA1農協は7時間、A2農協連は7時間10分、B1農協は夏は7時間30分、冬は7時間である。残業はいずれの農協でも行うことはないが、その理由として調査農協いずれもが指摘したのは、就業者は主婦が多いために夕食の支度などがあり、残業を行うと翌日から来なくなるという点である。ここに、就業者の性格に規定された就業時間帯の制約がみられる。

賃金水準は、A社が女子パートで日給4,400円から5,000円（一日8時間労働）、B社が時給550円から600円である。先のアンケート調査からA社における選果作業員の賃金水準を見ると、男性は平均日給7,166円、女性の時給は30～49歳で547円、50～59歳で542円、60～64歳で536円、65～74歳で556円であり、これは地域の最低賃金ぎりぎりの水準である。

雇用保険は、A1農協では40人中36人（90.0%）、A2農協連では72人中55人（76.4%）、B1農協では52人中15～16人（28.8～30.8%）に適用されており、雇用保険の適用希望者には全て適用されている（前掲表2）。なお、運輸資本が作業請負を行う場合、雇用主は運輸資本になるため、雇用保険業務も運輸資本が行うことになる。

この他に、92年度からA社では精勤手当を新たに導入している。これは、A社からの提案で実現したものであり、無断欠勤への対策として導入されている。これは年内25,000円、年明け15,000円を基準として、ここから一日の無断欠勤ごとに1,000円を引いていき、残金を就業者に支払うというものである。

また、就業者の安定的な確保のためには雇用期間の長期化が挙げられるが、そのために運輸資本は就業機会の確保を図っている。A社では、5月から8月までの農協選果施設での作業がないときには、女性15～20人をタマネギコンテナの修繕作業によって雇用を行っている。この作業はA社が

地元のKサッシから請負を行っている作業である。B社でも選果施設での作業がない期間には、麦の袋の修理で6月上旬から7月20日まで、麦の袋詰めで7月20日から8月末までの雇用を行っている⁴⁾。

以上の分析から、第一に就業者の性格を見ると、非農家世帯の主婦労働力が中心であるが、何らかの農作業経験のある人が基幹的な作業員となっている。居住地は広域化しており、高齢者が中心となっている。第二に就業条件をみると、賃金は地域の最低賃金水準であり、就業時間は1日当たり7時間から8時間である。また、雇用保険や精勤手当等、就業条件は地域の他産業のそれに近づいており、運輸資本も雇用の長期化のために就業機会の確保を行っていることが明らかとなった。

注1)北海道新聞社『北海道年鑑』（1992年版別冊）による。

注2)平成3年事業所統計調査によると、産業大分類別での「運輸・通信業」における従業員規模別の事業所構成比は、民間総事業所数7,926のうち、1～49人90.0%、50～299人9.5%、300人以上0.5%である。

注3)このアンケートは、A社の選果作業請負に従事する就業者158人に対して行ったものであり、回答者は57人、回収率は男性28.1%、女性37.3%であった。このアンケートでは回答者の勤続年数に片寄りがみられる。すなわち、母集団では勤続年数別に0年が18.3%、10年以上26.2%なのに対して、アンケートの回答者は、0年0.0%、10年以上43.9%となっており、勤続年数が短く比較的流動的な階層の回答が少なくなっている。しかし、このことは農業雇用労働者として安定的な階層の特徴を明確に示すこととなった。

注4)網走地域における運輸資本は、後述するように農産物輸送に依存する割合が高いため、冬期間の作業量が極端に減少する。そのため運輸資本は、女子パートの作業のみではなく男子正社員の冬場の仕事をも確保する必要がある。A社では正社員の仕事と

して、Kサッシからコンテナ塗装の作業請負を行う他、91年度から正社員は本州府県の運転手として冬期間は出稼ぎに行っている。また、B社でも運輸とは無関係の作業を請け負い、正社員の周年的な活用を行っている。

IV 十勝地域における選果作業請負の実態

次に、十勝地域における選果作業の概要を見ていこう。事例としたC1農協はC社と選果作業の請負契約を結んでおり、実際の業務はC社の池田営業所の社員がC1農協の選果作業場において行っている。C社が請け負っている作業は、大根、ニンジン、ゴボウの選果作業であり、作業期間は6月から11月である（前掲表2）。大根の共選は86年から、ゴボウは91年、ニンジンは89年からそれぞれ開始しており、C社への作業委託は88年からである。C1農協における大根の販売面積は、86年が14haだったのに対し、選果作業委託を行った87年からは50haに急増しており、88年135ha、91年250haとその販売面積を急速に増加させている（C1農協資料による）。このように選果作業の委託が、大根の産地形成における労働力的基盤となっていることがわかる。

作業人員は120人となっており、6月20日から10月末まで大根の選果作業で120人が必要であるが、9月から10月までは大根の選果作業員22人をニンジンの選果作業に配置している。これによって大根の選果作業員が不足するという問題がある。また、大根とニンジンの選果作業が終了する11月には、ゴボウの選果作業を27～28人で行い、これらの作業は大根の選果作業員のうち雇用保険の適用を希望する人が行っている。

次に、就業者の性格を農協での聞き取り調査からみると、作業員120人のうち女子パートは100人であり、平均年齢は47～48歳、最年少は27～28歳、最高年齢は60歳以上、就業者はサラリーマン世帯

の主婦が多く、農家世帯員はいない。

就業者の居住地はC社資料によると、帯広市、池田町、浦幌町、幕別町、C1町に及んでいる。すなわちC1農協管内であるC1町からは19人の雇用なのに対して、近隣の池田町から10人、音更町から1人、帯広市から4人であり、浦幌町からは53人の雇用を行っている。この点は、浦幌町農協の大根選果作業をC1農協の選果施設で行っていることに関連していると考えられる。また、92年度からは広尾町から11人を雇用する計画であり、このような広域的な労働力移動を行うために、就業者の送迎用のマイクロバス7～8台を運輸資本は用意している。

就業条件をみると（前掲表2）、作業時間は午前8時から午後5時までであり、実労働時間は7時間30分である。ただし、広尾町からの就業者については、通勤時間を考慮して午前8時30分から午後4時30分までの6時間30分であり、賃金水準は7時間30分の就業者と同水準となっている。

賃金水準は、女子パートが日給で5,000円を多少こえる程度、男子作業員は7,000円程度である。この賃金は全員が一律の賃金水準となっており、勤続年数による格差はつけられていない。

以上の分析から、第一に十勝地域における作業請負においても、非農家世帯の主婦パート労働者が中心であり、その供給は周辺市町村にまで及び、広域的な労働力移動が行われていること。第二にこのような広域的な労働力移動によって通勤時間が延長されるため、就業時間の制約が強くなっていることが明らかとなった。

V 契約内容と請負料金

ここでは運輸資本と農協間の契約内容と、請負料金の設定方法、水準について検討する。表5は、調査農協と運輸資本との契約内容と請負料金をみたものである。契約内容をみると、A1農協、A2

農協連ではタマネギ・馬鈴薯の選果作業、C1農協ではゴボウ・大根・ニンジンの選果作業のみなのに対して、B1農協では馬鈴薯・タマネギの選果作業の他、小麦のフレコン充填・運搬、併付作業、運搬・倉入れ作業、入出庫作業、運搬作業なども請負契約の中に含まれている。

表5 調査農協と運輸会社の契約内容

A1農協			
契約内容：玉葱・馬鈴薯の選果作業の請負			
契約期間：単年度契約			
料金の支払形態：選果の出来高払い			
契約料金：馬鈴薯	規格品	40円 (20kg) C/S	(前年38円)
	外品	40円	〃 (〃 38円)
	規格外	11円	〃 (〃 11円)
玉 葱	規格品	33円	〃 (〃 32円)
	規格外	40円	〃 (〃 40円)
	屑	12円	〃 (〃 12円)
その他：基本契約書で馬鈴薯・玉葱の輸送は、全量A社が行うことを契約			
A2農協連			
契約内容：馬鈴薯・玉葱の選果作業の請負			
契約期間：単年度契約			
料金の支払形態：選果の出来高払い			
契約料金：馬鈴薯	規格品・規格外品	44円 (20kg) C/S	
	傷、屑	10円	〃
玉 葱	規格品	34円	〃
	規格外品	40円	〃
	屑品	12円	〃
B1農協			
契約内容：小麦フレコン充填・運搬・併付作業			
食用馬鈴薯・種子馬鈴薯・玉葱の選別作業、運搬・倉入れ作業、入出庫作業、運搬作業			
契約期間：3年契約			
料金の支払形態：選果の出来高払い			
作業料金：馬鈴薯・玉葱	54円 (20kg) C/S		
(倉入れから搬出まで一貫)			
C1農協			
契約内容：大根・ゴボウ・ニンジンの選果作業			
契約期間：単年度契約			
料金の支払形態：費用に一定の比率を乗じた料金を支払う			
作業料金：不明			

(資料) 各農協資料・聞き取り調査より作成。

契約料金はタマネギ、馬鈴薯の選果量に応じた支払いを農協は行っているが、請負単価の算定に際しては、A社では賃金などのコストにたいして10%を「営業費」として加算し、それを年間選果量で除した額を、B社も同様のコストに対して一定比率を乗じたものを年間選果量で除した額を請負料金としている。これに対して、C社ではコストに一定比率を乗じた額をそのまま請負料金としている。

そこで各農協での農産物20kg当たりの請負料金を見ると、A1農協では馬鈴薯40円、タマネギ33円、A2農協では馬鈴薯44円、タマネギ34円となっている。また、B1農協では馬鈴薯、タマネギともに54円でA社よりも高く設定されているが、これはA社の料金が選果作業のみを対象としたものなのに対して、B社では倉庫への入出庫作業の料金も含まれているためである。

これらの料金に対する各社の評価を見ると、A社では「営業費は選果場事務所の維持費でくわれてしまう」、B社では「現在の五割増しの請負料金でなければ採算がとれない」、C社では「多少黒字になっている」と述べており、いずれの運輸資本も選果作業請負による収益をあまり高く評価していない。この点をより詳しくみるために、選果料金の算出過程をA1農協を事例に示したのが表6である。経費は、賃金、通勤費、福利費、作業経費、現場事務費の合計に10%の「営業費」が加算され、1日当たり馬鈴薯で23万円、タマネギで28万円となっている。これを選果量で除した結果、各品目の選果費用は20kg当たり、馬鈴薯の正品、外品62円、くず品11円、タマネギの正品42円、外品40円、くず品12円となっている。しかし、実際の請負単価は20kg当たり馬鈴薯の正品・外品40円、タマネギの正品33円、外品40円であるため、馬鈴薯では費用計よりも81,309円、タマネギでは57,819円のマイナスとなり、この金額はそれぞれの「営業費」部分21,936円、25,478円を大幅

に食い込んでいる。賃金部分がアンケート調査よりも高く計上されていることを考慮にいれても、選果作業の請負から利潤が発生しているとはいえない。

表6 A1農協・A社間の選果料金算定表(一日当たり)(単位:円)

項 目		馬 鈴 薯		玉 葱	
賃 金	男 性	85,980	14,330円×6名	94,221	10,469円×9名
	女 性	95,202	5,289円×18名	121,647	5,289円×23名
通 勤 費		17,736	739円×24名	23,648	739円×32名
福 利 費		3,192	133円×24名	4,256	133円×32名
作 業 経 費		1,760		1,760	
現 場 事 務 費		6,981		9,255	
営 業 費		21,085	210,851円×10%	25,478	254,787円×10%
費用合計 A		231,936		280,265	
1日当平均出来高 (20Kgケース) B	正 品	3,761		6,310	
	外 品			335	
	くず品	17		68	
	合計	3,778		6713	
選別料金試算値 (円/ケース)	正 品	62	231,749÷3,761	42	266,049÷6,310
	外 品			40	13,400÷335
	くず品	11	187÷17	12	816÷68
選別料金実算値 (円/ケース) C	正 品			33	
	外 品	40		40	
	くず品	11		12	
逆 算 値 (円) C×B	正 品			208,230	
	外 品	150,440		13,400	
	くず品	187		816	
	合計D	150,627		222,446	
差 額 D-A		-81,309		-57,819	

(資料) A1農協資料。

そこで請負契約と農産物の輸送がリンクされている点に注目したい。北海道の野菜、特にタマネギ、馬鈴薯、大根などの重量野菜は府県産地の供給力の低下を背景として、府県移出が販売の中心となっている。そして、これらの野菜の府県移出においては、トラック輸送が重要な手段となっているのである¹⁾。このような遠隔地野菜産地とい

う特質から、輸送の効率化、特に返り荷の確保が農協独自の輸送では困難となることから、府県への輸送を独立した運輸資本に依存せざるを得ない。この点に運輸資本と農協の請負関係が形成される基礎がある。

各農協における聞き取り調査によると、A1農協では基本契約書において選果後の農産物の輸送をA社が行うこととなっており、A1農協の青果物輸送費の80%、4億6千万円がA社に支払われている。A2農協連では、A社がA2農協連の農産物を輸送することが請負料金設定時の交渉の対象とされており、青果物輸送費の80%、8億5千万円がA社に支払われている。また、B1農協では選果作業の請負契約時にA、B両社に入札をさせており、料金の安かったB社と請負契約を結び、それまでの農産物輸送がA、B社各50%だったものを、全量B社による輸送に切り替えている。この結果、2億3千万円がB1農協からB社に支払われている。C1農協では、輸送についての契約は存在しないが、青果物輸送の80%がC社によって輸送されている²⁾。

次にこれら運輸資本の経営にとって、これらの農協からの取扱農産物がどの程度の位置を占めているのかを検討する。各社の年間の売上に占める農産物輸送の割合を各社の聞き取り調査からみると、A社aセンターは農産物輸送が中心の事業所であるため、総輸送量の70~80%が農産物である。その内訳を農協別にみると、A1農協が40%、A2農協連が40%、A3農協が20%であり、選果作業の請負を行っている農協からの農産物輸送が中心となっている。ちなみに、A、C社を実質の支店とするN運輸資本の、北海道における輸送に占める農産物輸送の割合は50%に及んでいる³⁾。

B社では年間の総輸送量が21億円であるが、このうちの60~65%、14億円程度が馬鈴薯・タマネギ・軟弱野菜の輸送によるものであり、B社においてはいかに農産物輸送が経営上重要な位置を占

めているかが分かる。この内訳を農協別にみると、B1農協10%、B2農協20%、B4農協60%、その他の農協10%であり、いずれも収穫作業や選果作業の請負を行っている農協からの輸送が重要となっている。このように、運輸資本各社の総売上占める農産物輸送の位置は、きわめて高いものとなっている。

以上の分析から、第一に運輸資本は選果作業の請負のみでは平均的な利潤をあげておらず、第二に選果作業請負の目的は各社の大きな割合を占める輸送農産物の確保にあることが明らかとなった。

注1) 90年の北海道農産物の総移出量に占めるトラック・フェリーによる輸送の比率を、北海道農政部農産流通課の資料からみると、馬鈴薯58.1%、タマネギ30.8%、その他野菜65.7%となっている（佐藤裕「北海道における農産物流通の現状」、北海道地域農業研究所『地域と農業』第6号、1992年8月による）。
注2) その他の輸送は、冷凍車両などの特殊車両におけるホクレントラックによるものだが、ホクレントラックは1948年の「道路運送法」の施行にともなって「特定貸切貨物自動車運送事業」の免許取得を目的として、会員農協のトラック使用権を北販連に集約したものである（『ホクレン60年史』1977年）。ホクレントラック事業では農協の管内輸送が中心であるため、青果物の府県移出は一般の運輸資本が中心となって行っている（ホクレン物流部における聞き取り調査による）。

注3) N運輸資本、札幌支社における聞き取り調査による。

VI 考 察

これまでの分析から選果作業請負の存在根拠を、選果作業に関わる三つの主体、すなわち農協、運輸資本、選果作業員の経済関係に即して整理する。まず、このような請負関係の形成は選果作業が農

家から農協選果施設へ移っていることと、遠隔地野菜産地という産地の性格を前提としている。そして、農協はこのような請負関係を形成することによって、選果場に配置する募集・管理担当の農協職員の削減によるコスト低下と、送迎時における事故等のリスク負担の回避を可能にしている。

また、運輸資本が作業請負を行うに際して、利潤部分を最小限に抑えることが必要になってくる。なぜなら、農協の選果料金の設定は利潤部分を含まない選果費用のみを基準として行われており、そこからの収益を目的としていないため、これと同じ条件で運輸資本も選果作業を行う必要が発生するからである。従って、選果作業請負のみで運輸資本は利潤をあげることができないのであるが、このことによって運輸資本が農産物輸送部門において利潤をあげているという本来の性格は変化していない。そのため運輸資本は、農産物輸送への依存度が高いという点を背景として、輸送農産物を確保できるというメリットから選果作業の請負を行っているのである。また、運輸資本が労働者を一括して募集することによって、労働者の調達機能を集中化することが可能となる。

選果作業員にとっては就業条件の改善、すなわち雇用の長期化、雇用保険の適用などが農協独自に選果作業を行っている農協よりも、よりスムーズに進められるというメリットがある。

次に、このような請負関係の形成が抱える問題点を検討するが、それは市場関係による資本主義の農業包摂と、小農の小経営的生産様式との矛盾の中に求められる。

選果作業が運輸資本によって請け負われることによって、農業生産、農産物流通過程には以下の二点の影響が与えられる。第一に選果費用水準が、農家の費用負担力とは無関係の次元で決定されるようになるという点である。すなわち、運輸資本が雇用主体になることによって、そこでの就業条件は農村部における他産業並の就業条件に近づい

ている。しかし、このような他産業並みの就業条件の実現は、農業内部の費用負担力の上昇に基づくものではなく、運輸資本が労働者確保のために農業の外部から行っているものだからである。

第二に、このような請負関係の形成によって選果施設における雇用関係が変化するという点である。すなわち、農協が選果作業員を雇用する場合、それらの労働者が行う労働は農協の協同組合という性格から「共同労働」¹⁾としての性格を持つ。これに対して運輸資本に選果作業が外部化されることによって選果作業員の雇用主体は運輸資本となり、雇用関係がより純粋な資本の論理に包摂されることになる。

以上の二つの変化は、いずれも資本の論理が小農の小経営的生産様式に浸透していることを示している。しかし、このような請負関係が最低賃金ぎりぎりの賃金水準で就業を行う、農村に滞留した過剰労働力を基礎としていることから、その労働力の給源は不安定なものであるといえる。

このように小農の小経営的生産様式へ資本の論理が市場関係を介して浸透しているが、このことが農村に滞留する過剰労働力を基礎としている点では、ここで検討してきた請負関係は不安定な基盤の上に存在しているものといえよう。

注1)「共同労働」概念については、山田定市「地域農業の発展と農協労働者－農協労働者論の一視角－」(湯沢誠編『北海道農業論』、日本経済評論社、1984年1月)を参照のこと。

(平成4年10月1日受理)